

酒類ガイドライン遵守推進本部だより

# ほろにかが

平成26年11月11日  
全国卸売酒販組合中央会  
酒類ガイドライン遵守推進本部

「時代の変化と共に組合組織と運営も変わるべき時を迎えている」

委員 戸田 善丈

今、四国においては4県組合の合併に向けて動いております。何故合併に向かわなければならないのか。

既に合併を果たしている組合さんにおかれては、この答は十分にご存知のことと思います。出身の愛媛県卸売酒販組合のことを例にとりますと、十年前の組合員数は34者であったところ現在は21者と激減しており、他の3県についても同様であります。組合員数が減少することは当然のことながら賦課金の減少、即ち組合運営の基盤である財政が逼迫してきているということでもあります。

組合員に対するサービスを維持しつつ、限られた財源の中でやりくりするために目をつけざるを得ないこととしての第一番は支出に占める割合が最も高い人件費であります。今後財政状態が上向くことは考えられない中、四国4県においては専務理事と事務局事務員の給料を毎年削減してきております。

それと並行して中央会四国支部においても、組織全体の見直しと事業そのものの必要性や会議開催の方法にも、工夫と検討を加え四国4県組合が納入するトータルの額を平成26年度においては、平成23年度決算の約6分1に縮減いたすこととなりました。言わば身を切る財政再建をしてきたものであります。

しかしながら、それでも今後の見通しは組合員の減少が避けられず四国4県の合併ということで組合のパイを大きくすることと同時に必要となくなった人員、2名の専務理事と1名の事務局員の解雇、2か所の組合事務所の閉鎖により、その経費を削減することで対応せざるを得ないところまで来ていて、そのため合併に向かっているところでもあります。

地方の組合では、僅か1万円の経費削減にも血眼になっている現状を目の当たりにしながら、その目を中央会に移しますと改革に真剣味が感じられないのは私だけでしょうか。今後、財政改革と仕事の実績の上で首肯するものがなければ、やや過激な発言を繰り返す組合員の「中央会脱退すべし」との声を封じ込めることが困難なところまで来ていることをご認識いただきたく、今回本稿における提言をさせていただいたものであります。